

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

評価機関

名 称	社団法人日本社会福祉士会静岡県支部
所 在 地	静岡市葵区中町24-2 若杉ビル3階
評価実施期間	平成19年9月2日～19年10月10日
評価調査者番号	H18 - a007
	H18 - b001

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 島田聖母保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 理事長 芹沢 博仁 (管理者) 園長 鈴木 テイ子	開設年月日： 昭和47年4月1日
設置主体： 社会福祉法人 聖母福祉会 経営主体： 社会福祉法人 聖母福祉会	定員： 120人 利用人数 146人
所在地： 〒427-0041 静岡県島田市中河町344	
連絡先電話番号： 0547-37-5430	FAX番号： 0547-37-5506
ホームページアドレス	http://www.seibo-fukushikai.or.jp/facility/shimada.html

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事		
産休明け保育から就学前までの保育 放課後学童保育 子育て支援・病後児保育	日々の励みごと(日常の祈り) 年間行事(聖母行列・クリスマス・花見遠足・お茶つき等) 月例行事(身体測定・誕生会・主の日等) 季節行事(水泳・マラソン・国民の祝日に関する行事等)		
居室概要	居室以外の施設設備の概要		
保育室 3 乳児室およびほふく室 3 調乳室 1	便所 4 ホール 給食室 沐浴室 医務室および病後室 子育て支援室 相談室 ベランダ テラス プール 運動場 駐車場		
職員の配置			
園長	1	看護師	1
保育士	24(うち非常勤8)	事務員	1
栄養士	1	医師	1(嘱託)
管理栄養士	1	歯科医師	1(嘱託)
調理員	2(うち非常勤1名は非常勤保育士と兼務)		

2 評価結果総評(利用者調査結果を含む。)

特に評価の高い点
<ol style="list-style-type: none"> 1) 理念・基本方針を定め、多くの保護者に理解してもらうよう取り組んでいます。 2) 事業計画については、管理者を軸に、各部署ごとの責任者と職員との参加により、詳細なものが作成されているため、職員の理解と自覚につながっています。外部からの指導を受けて中・長期計画を策定し、社会背景を反映させた経営に努めています。 3) 地域の福祉ニーズや要望に応えるため、子育て支援、小学生放課後の学童保育、相談事業等を積極的に実施しています。 4) 必要なマニュアル類が整備され、運用されています。
特に改善を求められる点
<ol style="list-style-type: none"> 1) 理念・基本方針や個人情報保護規程等が、来訪者の目につきやすい位置に明示されることが求められます。 2) 保護者からの意見を聞く機会の設定や、苦情への対応が手順に沿ってなされていますが、保護者へのフィードバックが望まれます。 3) 園児の居住地が遠隔地に分散している事情もありますが、小学校や高齢者との交流の機会が限られているので、地域との交流にさらなる取り組みが望まれます。 4) 保育日誌等に園児個人についての経過が記録されていますが、一人一人の個人指導計画とそれに対応する記録は、配慮の必要な子どもの分の作成にとどまっているので、すべての子どもについて整理することが求められます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受け、職員全体が心ひとつになって日々の保育をじっくり見直し、気づき、反省する機会を得ることができたことを感謝いたします。

聖母福祉会の設立主旨を大切にしながら、利用者、職員の連携を密にし、更に園児1人ひとりにあっただ対応、記録の充実を図りたいと思います。

今後も自己評価や改善点の見直しを常に心に掛けながら、職員の共通理解のもとで利用者の「大切な子ども達」の安心安全と健やかな成長を願いながら心を込めて保育をしていくように努力をしていきたいと思っています。

4 評価分類別評価内容

評価対象	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針、理念とも法人である聖母福祉会のものがあり、経営書他、書面の随所にわかりやすく、読みやすい文字で記載されています。 ・理念、基本方針について、地域住民に理解を求めるために、広報誌の配布を行っており、園の見学も受け入れています。モンテッソーリ教育についての資料の配布をしています。 ・玄関に飾られたマリア像により宗教的な理念に基づいた保育であることを表明していますが、文字としての施設来訪者に対する表明には十分でない部分があります。
1 理念・基本方針	

2 計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画は園長を中心に、各部署の責任者と、若手の職員が参加し、合議制で、検討作成しています。 ・情報の分析結果を踏まえ、中・長期計画が策定され、年度ごとの計画は細部に至るまで策定されています。職員会議、担当会議で定期的見直しも行われています。 ・保護者へは年度当初の父母会のときに、配付物に基づき事業計画の説明がなされています。
3 管理者の責任とリーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者は経営書に沿って自らの責任を表明し、計画作成にあたり、各職員に指針を示し理解を求めています。 ・管理者は法人との調整、法の遵守、職員人員の確保に積極的に取り組み、園の円滑な運営、実施サービスの向上に努めています。
<p>評価対象</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営書にて、組織体制、職務分担や責任が明記されています。 ・人事管理はプランに基づいて実施されていますが、客観的な基準に基づく人事考課の実施が十分ではありません。
2 人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の労働環境の質や、園児へのサービスの質の維持のため、非常勤職員を採用し、常に職員の確保に努めています。 ・人材研修は園が目指す幼児教育について、中・長期計画に沿って実施されています。個別研修計画は職員本人の意向と合わせながら行い、かつ、職員間で平等な機会が得られる配慮もしながら行っています。 ・実習生の受け入れはマニュアルを作成し、保育士、栄養士の双方を積極的に受け入れています。
3 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理・衛生管理・感染予防等のマニュアル類は整備され、職員研修が行われ、周知、実践されています。災害のための訓練がなされています。 ・感染症の発生の際、保護者に対して、配布物や掲示板の利用により、タイムリーに知らせることができる仕組みがあります。 ・不審者の侵入に対応するマニュアルが整備され、職員に周知されています。
4 地域との交流と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣には園への訪問の誘い掛けをしており、マニュアルを整備しボランティアの受け入れも行っていますが、小学校の行事への参加、定期的な地域の高齢者との集い等は少なめにとどまっています。 ・虐待への対応体制が整っていて、地域の協力が得られる体制になっています。 ・地域の福祉ニーズから子育て支援、小学生放課後学童保育を行っており、子育て支援は毎日実施され、育児相談等の地域交流は積極的に実施されています。
<p>評価対象</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カトリック精神に基づき、子ども一人一人の尊重と理解に努め、職員会議・クラス会議で反省、見直しを行い、家庭環境や心身の発達状況に配慮が必要な園児に対しても、気配りがなされています。 ・個人情報の保護はマニュアルに基づいて実践され、研修が行われ、職員に周知されています。 ・利用者満足の向上については、懇談会や個人面談、意見箱等で保護者の意見を聞く機会を設け、会議等で検討されています。

2 サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価を行い、その分析結果に基づいて課題を明確にし、職員全員で検討しています。 ・アレルギー疾患をもつ子どもの状況や、健診の結果を含めて、園児の情報は職員間で共有されています。 ・クラスごとの指導計画により、サービスの標準的な実施方法が定められています。 ・保育記録の中に園児の個人ごとの記録がされています。 ・子どもの特性によって配慮をしながら、どの子どもクラス内で孤立しないよう保育しています。また、必要に応じて個人指導計画が作成されています。
3 サービスの開始、継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの開設、行事のビデオ作製などにより、サービスを紹介しています。 ・保育利用に当たり、入園のしおりに基づいて説明し、同意を得ています。
4 サービス実施計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・園児のアセスメントは定められた様式で行われ、定期的な見直しもされていますが、一人一人の課題やニーズの明示は十分ではありません。 ・保育計画や年間指導計画は関係職員及び講師の意見を聞き、全職員で策定されています。また、年度途中で計画の見直しが必要になったときの手順も整備されています。 ・保育日誌等の中に園児の個人ごとの記録がされていますが、個人指導計画とそれに対応する個人ごとの記録が整理されていません。

5 評価項目の第三者評価結果

評価対象 福祉サービスの基本方針と組織

- 1 理念・基本方針

		第三者評価結果
- 1 - (1) 理念、基本方針が確立されている。		
	理念が明文化されている。	A
	理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
- 1 - (2) 理念や基本方針が周知されている。		
	理念や基本方針が職員に周知されている。	A
	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	A

- 2 計画の策定

		第三者評価結果
- 2 - (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている		
	中・長期計画が策定されている。	A
	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
- 2 - (2) 計画が適切に策定されている。		
	計画の策定が組織的に行われている。	A
	計画が職員や利用者等に周知されている。	A

- 3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
- 3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	A
- 3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	A
	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	A

評価対象 組織の運営管理

- 1 経営状況の把握

		第三者評価結果
- 1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	A
	外部による評価・監査が実施され経営改善に取り組んでいる。	A

- 2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
- 2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	A
	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	B
- 2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
	職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	A
- 2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A
	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され、計画に基づいて具体的な取組みが行われている。	A
	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A
- 2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
	実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	A
	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	A

- 3 安全管理

		第三者評価結果
- 3 -(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。		
	緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A
	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	A
	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	A
	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	A
	発生した事故を把握している。	A
	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。	A
	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	A
	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A

- 4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
- 4 -(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	B
	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	A
	事業所が有する機能を地域に還元している。	A
	ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	A
- 4 -(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	必要な社会資源を明確にしている。	A
	関係機関等との連携が適切に行われている。	A
	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに施設長まで届く体制になっている。	A
	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	A
- 4 -(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
	地域の福祉ニーズを把握している。	A
	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

評価対象 適切な福祉サービスの実施

- 1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
- 1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	A
	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	A
	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	A
	子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A
	子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	A
- 1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	A
	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	A
	子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。	A
	子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A
	沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
	排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
- 1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取り組みを行っている。	A
	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
	相談援助の困難な場合についての対応方法がルール化されている。	A
	一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面接などを行っている。	A
	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	A
	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

- 2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
- 2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		

	保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	A
	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	A
	課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	A
-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	A
	登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	A
-2-(3) 生活環境が適切に整備されている。		
	保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	A
	子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	A
-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
	健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	身近な自然や社会とかがかわれるような取り組みがなされている。	A
	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	A
	絵本、物語などに親しみを持ち、文字、言葉、会話などに興味や関心がもてるような配慮がされている。	A
	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	A
-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	A
-2-(6) 子どもの人権、文化の相違、性差等の配慮がなされている。		
	子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮をしている。	A
-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A

	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	非該当
- 2 -(8) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	A
	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A
	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A

- 3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
- 3 -(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	A
- 3 -(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	A

- 4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
- 4 -(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている。	A
	利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	B
- 4 -(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	A
	課題に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	A
	食事(栄養管理を含む)について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
	沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	C
	身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	C
	子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	A
	指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	A
	必要に応じ保護者への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	A
	子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	A
	保育計画・指導計画を適切に策定している。	A
	保育計画・指導計画の評価・見直しを行っている。	A

